

# 信用と利子生み資本

松 井 暁

## 1 問題の所在

『資本論』第3巻第5篇「利子と企業者利得への利子の分裂 利子生み資本」は、利子生み資本の抽象的考察をもって始まるが、このことは利子生み資本論が、利子・信用論の展開において核心的な概念であることを物語っている。

しかし、『資本論』の利子生み資本論の叙述は、必ずしも容易だとはいえない。『資本論』では「独特な種類の商品」について次のように述べられている。「このような、可能的資本としての、利潤を生産するための手段としての、属性において、貨幣は商品に、といっても一つの独特な種類の商品に、なるのである。または、結局同じことになるが、資本が資本として商品になるのである」(K III, 351)<sup>1)</sup>。「それ〔利子生み資本——松井〕が商品として売られる独特な仕方……を研究しなければならない」(K III, 352)。これらの叙述のみでは、債権債務関係すなわち信用において<sup>2)</sup>貨幣資本家と機能資本家の間で売買される「独特な種類の商品」が、いったい貨幣、資本、利子生み資本のいずれであるのかを判定することは困難である。また利子生み資本の運動についても、一方では、「G—G—W—G'—G'」(K III, 353)、他方では、「G—G'」(K III, 362)と表現されており、いずれが本当の利子生み資本の運動なのか判断しがたい。

こうした『資本論』における利子生み資本論の難解な叙述は、信用において貨幣資本家と機能資本家の間で商品化される対象はいったい何か、そして利子生み資本の運動とはそもそもいかなるものか、という点をめぐって議論を招いた<sup>3)</sup>。

貨幣資本家と機能資本家の間で売買される対象は何か、という点については、宇野弘蔵氏と三宅義夫氏の論争がある。宇野氏は、「貨幣自身が商品となるのであって、なお資本が商品となるのではない<sup>4)</sup>と、貨幣の商品化を唱え、貨幣資本家と機能資本家の間で売買または貸借されるのは、資本ではなく貨幣であると主張された。これに対し、三宅氏は、「資本が商品として取引されるのだ<sup>5)</sup>と、資本の商品化を唱え、貨幣資本家と機能資本家の間で売買または貸借されるのは、貨幣ではなく資本であると主張された<sup>6)</sup>。宇野・三宅論争のポイントは、貨幣資本家と機能資本家の間で売買される対象は何か、という点にあったが、貨幣資本家と機能資本家の間の経済関係が信用であるから、宇野・三宅論争は、実質的には、信用の概念規定をめぐる論争であったといえる<sup>8)</sup>。

また、利子生み資本の運動については、宇野氏の次のような問題提起がある。「マルクスはこの関係を直接的に結合して、

$$G-G-W-G'-G'$$

の形式の運動をするものとするのであるが、実際上はそういう直接的な連関があるわけではない。むしろこの関係は次の如くにでも表現すべきものではないかと思う。

$$(A) G \cdots \cdots G'$$

$$\downarrow \quad \uparrow$$

$$(B) G-W-G'$$

…Aにおける $G \cdots \cdots G'$ の運動と、Bにおける $G-W-G'$ の運動とは、前者があって後者があり、後者を基礎にして前者があるといった関係ではあるが、直接的に連関した資本の運動をなすものとはいえない。資本としてはAにあっては $G \cdots \cdots G'$ として、Bにおいては $G-W-G'$ としてあり、それぞれ特殊の存在をなすのであって、Aの資本がBに委譲されるのではない<sup>9)</sup>。

宇野氏は、『資本論』第3巻第5篇第21章において提示された $G-G-W-G'-G'$ に対して、これでは、利子生み資本と機能資本の区別が明示されていないという理由から、利子生み資本の運動 $G-G'$ を機能資本の運動 $G-W-G'$ との関係において表現した独自の範式を提示された。

こうした信用と利子生み資本をめぐる論争を契機として、『資本論』の利子生み資本論に否定的な論者は、信用論を利子生み資本とは別の規定から展開することを試みており<sup>10)</sup>、現在『資本論』第3巻第5篇の主題と構成の問題ともからんで、信用論と利子生み資本論をめぐる、大きく議論が分かれている<sup>11)</sup>。私は、利子生み資本は利子・信用論の基本規定であると考えているが、この見解を説得力あるものにするためには、信用と利子生み資本の概念を正確に規定することが不可欠であると考えている。従来の研究——特に利子生み資本を信用論展開の基本規定とする説——においては、そもそも信用と利子生み資本の概念と両者の連関を明確にするという点が不十分であったといえる。そこで本稿の課題は、信用と利子生み資本の概念を正確に規定することを通じて、信用と利子生み資本の必然的連関を明らかにすることにある。

本論に入る前に、本稿の分析方法を示す。信用において商品化される対象は何かという問題については、まず貸借と売買を区別することが必要である。宇野氏のみならず、三宅氏もこの点では厳密でないようであるが<sup>12)</sup>、信用を売買関係としてみれば、対象の所有は移転されるが、貸借関係としてみれば、移転されない。売買と貸借はまったく異なった経済関係である<sup>13)</sup>。そこで、対象のいかなる規定において売買または貸借されるのか、という視点が要請される<sup>14)</sup>。貨幣の貸借は、単純商品流通における信用一般で展開可能な概念であり<sup>15)</sup>、資本の売買は、資本主義的生産の総過程における平均利潤率の形成を前提にした信用すなわち資本主義的信用においてはじめて展開できる概念である。

また、利子生み資本の規定については、信用とは何かという点をふまえて、利子生み資本が信用関係の中の貨幣資本家と機能資本家のいずれにおいて運動しているのか、という観点から分析を加える。貨幣資本家と機能資本家または所有と機能のそれぞれの役割の区別と関連を明確にした上で、利子生み資本の運動はいかなるものかという点が明らかにされる。

以下、第2節で、単純商品流通における貨幣の貸借と資本主義的生産における資本の売買を分析し、資本主義的信用を貨幣の貸借と資本の売買の統一として規定する。これをふまえて第3節で、信用と利子生み資本の必然的連関を明

らかにする。

- 1) 『資本論』現行版の巻数と原頁を表す。以下同じ。
- 2) 竹村脩一氏は、信用を「取引としての信用」と「通貨としての信用」に分類しておられる(竹村, 4—5頁)。ここでの信用は、前者の意味である。
- 3) 利子生み資本論をめぐる論争については、長・川合、鎌倉を参照。
- 4) 宇野a, 259頁。
- 5) 三宅, 297頁。
- 6) 叙述の便宜上、宇野説を「貨幣の商品化」、三宅説を「資本の商品化」としたが、正確には、宇野説を「貨幣の商品化」とすると誤解が生じる。この点については、宇野派の論者にも混乱がある。宇野氏は、資本の商品化を否定されたが、「資本として使用しうる資金」(宇野a, 470頁)が売買されるといわれており、たんなる貨幣としての貨幣が売買されているのではないという点では、三宅氏と一致している。にもかかわらず、宇野氏が、資本の商品化を否定されたのは、第1に、可能的資本の商品化がなぜ、価値の運動体である資本の商品化といえるのか、という点と(新田, 4頁)、第2に、実際に貨幣が移転されているのだから、資本の商品化というより、貨幣の商品化といった方が妥当であるという点に、原因が存すると思われる。
- 7) 宇野氏の貨幣の商品化説に対しては、当然のことながら、貨幣の貨幣としての規定性において商品となることはありえない(伊藤, 62頁)という批判が加えられた。ところが、宇野氏はこれに対し、貸借において取り引きされるのは、貨幣といってもたんなる貨幣ではなく、「資金」(宇野a, 470頁。宇野氏の「資金」について詳しくは、「資金論」(宇野b 所収)を参照)だとされ、「資金の商品化」だと反論されたのである。すると、ではいったい「資金」とは、貨幣と資本のいずれなのか、というさらなる問題が生じる。三宅氏が、貨幣の前貸と資本の前貸の問題を念頭において論争に臨んでおられたのに対し、宇野氏の「資金」説は、論点を不明確にする傾向があった。
- 8) ただし、三宅氏自身は、次のように、信用論を利子生み資本の「具体論」とする考えを否定しておられる。「第21~24章は利子生み資本の一般論であり、第25章以下は利子生み資本の立ち入った研究、具体論なのだ、などと考えるならば、それは誤解、曲解のきわみということになる」(三宅b, 213頁)。
- 9) 宇野, 原理論 186—187頁。
- 10) 宇野弘藏氏の「資金融通」説、川合一郎、深町郁弥、飯田裕康氏らの「信用の必然性」説など。

- 11) 関根猪一郎氏は、浜野俊一郎・深町郁弥編『資本論体系 6 利子・信用』の書評で次のように議論をまとめておられる。「『資本論』第3部第5篇の主題と構成をめぐって、第5篇の構成を『要綱』の規定から『再生産と信用形態』(浜野・深町)(一四ページ)の視点で理解する深町説を中心に、一方には利子生み資本論および信用制度論とする三宅説がおかれ、他方にはマルクス草稿研究から利子生み資本により重点を置いて理解する大谷説・浜野説が現れるという複雑なせめぎあいの構図をみせている」(関根, 275頁).
- 12) 宇野氏は、貨幣が売買されることを、「貨幣が貸し付けられる」(宇野 a, 259頁)ともいっておられるし、三宅氏も、資本が売買されることを、「資本が貸し付けられる」(三宅 a, 299頁)ともいっておられる。
- 13) 青野, 4—5頁.
- 14) 資本の売買と貨幣の貸借の区別と連関をはじめて明確に提示されたのは、古結昭和氏である。本稿の論理展開は、古結説に大きく依拠している。
- 15) 産業資本家の間での商品資本の売買が、商品の売買としては単純商品流通において展開可能であるのと同様に、貨幣の貸借も流通形態それ自体としては、単純商品流通において展開可能である。とくに単純商品流通段階でも、自然的な事情によって商品の掛売掛買すなわち商業信用が発生するが、この段階ですでに貨幣の貸借が成立している。ただ貨幣の貸借は、貸し手の動機である利子取得が社会的再生産に適合的な形態をいまだ獲得していないがゆえに、単純商品流通の段階では、自立しえないのである。

## 2 信用

信用の概念は、論理的抽象の次元の差異に応じて、2つに分類される<sup>1)</sup>。1つは、単純商品流通段階における信用すなわち信用一般で、あらゆる社会に共通する債権債務関係である<sup>2)</sup>。もう1つは、資本主義的生産段階における信用すなわち資本主義的信用で、具体的には銀行信用と商業信用<sup>3)</sup>とから構成される。信用一般は、あらゆる社会に共通する信用であるから、当然資本主義的信用の基礎には、信用一般の規定が妥当する。本節では、信用をこれら2つの次元に分けて考察する。

### (1) 信用一般

信用は、一般的に規定すれば、債権債務関係であるが、この関係は、一定の価値の貸付と一定期間後における返済によって形成されるから、信用一般＝債権債務関係の内実は、貨幣の貸借にある<sup>4)</sup>。そこでまず、貨幣の貸借が明らかにされねばならない。

貸借とは、一般に貸し手が、ある物件の所有を保持したまま、占有・使用を移転する経済関係である<sup>5)</sup>。所有は、占有・使用・処分<sup>6)</sup>の3つの契機から成るが<sup>6)</sup>、貸借によって、占有・使用権が借り手に移転すると、貸し手に残るのは、処分権である。従って、貸借期間中における貸し手の所有権の内実<sup>7)</sup>は、貸借対象の処分権にある。貸借は、使用貸借と消費貸借に二分される。使用貸借は、代替物による返還が不可能な特殊物件の貸借であり、消費貸借は、代替物による返還が可能な普遍的物件の貸借である<sup>7)</sup>。

使用貸借については、貸し手が所有権を、借り手が占有・使用権をもつという貸借の規定が妥当することは容易に理解できる。しかし消費貸借の場合一見すると、貸借の規定が妥当しないように見える。なぜなら、消費貸借では、借り手は、物件を消費すなわち処分してしまうため、借り手は物件の占有・使用権だけでなく、処分権をもつから、貸し手が物件の処分権を、借り手が物件の占有・使用権をもつという貸借の規定が通用しないように見えるからである。

しかし消費貸借の対象は、特殊物件ではなく、普遍的物件である。借り手が消費すなわち処分するのは、特殊としての物件であるから、普遍としての物件は処分されているわけではない。たとえば、本の貸借は、使用貸借である。この場合、借り手は本を読み終えたならば、紛失するような特殊な事態が起こらないかぎり、借りた本そのもの（英語の代名詞で表現すれば、“it”）を返却するであろう。他方、塩の貸借は、消費貸借である。この場合借り手は、塩を調味料などとして、消費＝処分するであろう。そして、自ら用意した別の塩（英語の代名詞で表現すれば、“one”）でもって、返却するであろう。塩の貸借では、借り手は、借りた塩そのもの（特殊としての塩＝“it”）は、処分してしまうが、塩一般（普遍としての塩＝“one”）は、処分していないのである。もし、普遍としての塩も処分してしまうなら、彼は塩による返済ができないこと

になってしまおう<sup>8)</sup>。

つまり、消費貸借では、貸し手には普遍的物件の処分権が、借り手には特殊の物件の処分権が帰属するのだが、貸借の対象となっているのは、特殊の物件ではなく、普遍的物件であるから、貸借対象の処分権は、やはり貸し手の側にある。借り手が消費＝処分するのは、特殊の物件であるが、特殊の物件は貸借の対象とはなっていない。消費貸借では、貸し手は貸借の対象である普遍的物件の処分権をもつから、当然にもその物件の所有権ももつ。したがって消費貸借においても、貸し手が貸借対象の所有権を、借り手が占有・使用権をもつという貸借の規定が妥当している<sup>9)</sup>。

われわれの検討対象である貨幣貸借は、消費貸借の一種である。貨幣貸借における貸借対象は、特殊としての貨幣（貨幣それ自体）ではなく、普遍としての貨幣である。なぜなら借り手は、貨幣を一般的等価物として借り受け、消費するのであるから、当然にも特殊としての貨幣は借り手のもとで処分される。しかし借り手は満期日には、貨幣価値を返済せねばならないのであるから、結局貨幣を普遍的には処分していないのである。したがって貨幣貸借は消費貸借の一種である。消費貸借は貸借の一種であるから、貨幣貸借にも、貸借期間中、貸し手に貸借対象である貨幣の所有権が、借り手に貨幣の占有・使用権が帰属するという貸借の規定が妥当する<sup>10)</sup>。以上、信用一般における貨幣の貸借の規定が与えられた。

## (2) 資本主義的信用

資本主義的生産の総過程上で、価値増殖を追求する諸資本の競争を通じて平均利潤率が成立すると、資本は生産、流通いずれの部面に投下されようと、前貸総資本の量に比例して社会的総剰余価値から分与を受ける。こうして資本主義の総過程上で平均利潤率が一旦成立すると、それは資本主義的生産の恒常的前提となる。社会に存在する貨幣は、そもそも蓄蔵貨幣と流通貨幣とから構成されるが、(K II, 327)、この恒常的前提のもとでは、再生産過程の内部において資本として機能することによって平均利潤を産出する貨幣と、再生産過程

の外部にあって平均利潤を産出していない貨幣に分裂する。前者は現実に機能しているという意味で現実的資本であり、後者は機能することが可能であるという意味で「可能的資本」(K III, 351)である。本来は、貨幣としての貨幣の資本としての貨幣への転化は、貨幣が再生産過程の中で機能する現実的資本となることによって実現するが、平均利潤率の成立した段階では、再生産過程の外部にある貨幣も、いつでも再生産過程に投下されて平均利潤を生産することが可能であるという意味で、可能的資本となっており、貨幣としての貨幣はやはり資本としての貨幣に転化している<sup>11)</sup>。この再生産過程の外部に存する貨幣の資本への転化によって産業資本家として統一されていた資本の人格化範疇も貨幣資本家と機能資本家に分化する。貨幣資本家とは、機能と分離された所有のみの資本、すなわち可能的資本の所有者であり、機能資本家とは、この可能的資本の所有から分離された、機能の契機のみ資本家である<sup>12)</sup>。

次に、社会に存する貨幣の中に追加使用価値をもつ貨幣が、見いだされねばならないが、それは現実的資本と可能的資本のいずれの貨幣であろうか。答はもちろん、後者である。まず前者は、資本として機能するという使用価値を持たない。なぜなら、すでに再生産過程で機能しており、資本として機能するという使用価値を消費しているからである。現実的資本は、再生産過程において機能している資本である。したがって現実的資本が現実的な資本のままで、資本として機能するという使用価値を維持することは不可能である。一方、可能的資本は、資本として機能することを予定している資本であるが、いまだ資本としての使用価値は消費されていない。したがって追加使用価値をもつのは可能的資本であり、可能的資本が貨幣資本家から機能資本家に譲渡される商品となるのである。このように資本は商品として販売されるから、もちろん資本の所有は、貨幣資本家から機能資本家に移転する<sup>13)</sup>。

資本としての商品の売買においては、資本として機能するという使用価値は機能資本家に譲渡され、貨幣資本家はその代価としての価格を受け取る。資本としての商品は、平均利潤をうみだすという使用価値と市場における需給によって決定される価格をもつ。しかし資本としての商品は、商品としては価値を



もたない。もちろん売買される可能的資本は、資本としては価値をもつ。しかし売買される商品としては、価格の基準となる価値はない。価格は、「使用価値としてなんらかの働きをするなんらかのものにたいして支払われる一定の貨幣額」(K III, 366) にすぎない。普通の商品の価格の平均率は、価値によって法則的に規定される自然率であるが、これに対し、資本としての商品の価格である利子は、たんに競争による需給関係のみによって規定され、法則的に規定される自然率をもたない (K III, 374)。このように資本の価格たる利子が、自然率をもたないのは、資本としての商品の価格が価値によって規定されていないからである。

資本としての商品は、それ自体の価値は移転の対象とならずに、使用価値のみが移転され、価格はたんに需給関係によってのみ規定される商品である。従って資本としての商品の売買においては、価値の所有は移転しない<sup>14)</sup>。もし価値の所有も移転していたなら、買い手は等価交換である限り、価値相当額を売り手に支払わねばならないはずである。しかしそれでは機能資本家にとって資本としての商品を購入する意味がなくなってしまう。

また価値の所有が機能資本に移転するという考えは、貨幣資本家と機能資本家の分離という利子生み資本論の論理的前提に抵触する。第21章は、貨幣の価値を所有するだけで機能させない貨幣資本家と価値を資本として機能させるが所有していない機能資本家の分離を論理的前提としている。しかるに貸借期間中は、貨幣の価値したがって利子生み資本の所有は機能資本家に移転しているというのでは、貨幣は機能資本家の所有することになり、貨幣の所有から分離されているはずの機能資本家が貨幣を所有するという背理に陥る。また、他方の貨幣資本家についても彼の貨幣資本家たる根拠は、貨幣価値の所有にあるのに、その価値の所有を移転してしまうというのでは、彼は貨幣資本家たる根拠を喪失することになる。従って、結局資本としての商品の売買では、価値の所有は移転していないのである。

資本としての商品の購買者である機能資本家は、資本としての商品の使用価値を消費する。これによってはじめて彼は価値の運動体としての資本を実質的

に所有したといえることになる。資本としての商品の使用価値は、再生産過程において資本を価値の運動体として機能させることである。そのためには、再生産過程において価値を使用することが必要である。ところが、上述のように、資本としての商品の売買では、使用価値の所有は移転されるが、価値の所有は移転されない。そこで資本の売買が可能となるためには、貨幣資本家が貨幣価値を所有したままで、機能資本家が貨幣価値を使用するような関係が成立せねばならない。これを可能にするのが、貨幣の貸借である。

ここまでは、貨幣の貸借と資本の売買を別個に分析してきたが、資本主義的生産の段階では、両者は必然的に統一されて現れる。

貨幣の貸借は単純商品流通に、資本の売買は資本主義的生産の論理次元にそれぞれ属する。単純商品流通の論理次元では、貨幣の貸借は、そのみでは自立化しえないが、商業信用のように、商品の売買に派生することによって存在することができた。しかしこの段階では、貨幣の貸借は未だ資本の売買と結合していない。これに対し、資本主義的生産の次元では、貨幣の貸借は必然的に資本の売買と結合する。この段階では、資本の売買と貨幣の貸借は表裏一体の過程であって、どちらか一方が独立の過程として現実存在することは不可能になる。資本の売買が成立するためには、貸し手に貨幣の所有権を、借り手に貨幣の占有・使用権を帰属させる貨幣の貸借が不可欠である。また、資本主義的生産の総過程上における平均利潤率の成立を前提にした論理次元では、資本家の間で貨幣が貸借された場合には、それは必然的に資本として機能するという使用価値をもった商品の売買という規定をもたざるをえない<sup>15)16)</sup>。したがって、資本主義的信用すなわち貨幣資本家と機能資本家の間の関係は、貨幣の貸借=資本の売買と規定することができる。

このように、資本主義的生産の段階では、貨幣の貸借は、必然的に資本の売買と結合するのだが、さらに重要なことは、貨幣の貸借は、資本の売買と結合することによってはじめて、それ自体が独立した経済関係としての地位を獲得することである。資本主義的生産の論理次元では、貨幣の貸借が資本の売買と結合することによって、利子は産業資本家たる借り手の剰余価値の一部から支

払われ、借り手の生産の拡大に寄与することによって、逆に貨幣の貸借が社会的再生産に適合的な経済動機となる。ここでの貸し手における利子取得の形式が、資本主義的利子生み資本の運動である。

- 1) 信用の二重性については、麓, 113—116頁参照。
- 2) ただし、後述のように貨幣の貸借は単純商品流通の段階では自立化せず、信用売買＝商業信用に付随的に発生する。
- 3) 商業信用の本質は、単純商品流通と資本主義的生産のいずれの論理次元に求められるべきかという論争があるが、信用の論理次元によって2つに分けられることにおうじて、商業信用も2つの論理次元によって、単純商品流通段階の商業信用と資本主義的生産段階での商業信用の2つに分けることができる。ただし、単純商品流通段階で規定された貨幣の貸借が、資本主義的生産段階で必然的に資本の売買と結合するように、単純商品流通段階における商業信用は、資本主義的生産段階では、必然的に資本の売買と結合した資本主義的商業信用に転化するのであり、ゆえに利子生み資本の運動を内包するのである。利子取得が商業信用形成の動機になっているかいないかにかかわらず、貨幣の貸借の存在によって、商業信用は利子生み資本の運動を内包し、したがって利子をとまうのである(松井, 参照)。
- 4) 川合一郎氏も、「信用＝貸借取引」とされておられる(川合, 1頁)。
- 5) 頭川博氏は、貸付概念を「期限付きの所有権移転」と規定しておられる(頭川a, 3頁)。氏は、法学において借り手には所有権が移転することを一つの根拠にしておられる(同, 10頁)。たしかに法学では、所有権は借り手に所有権が帰属することになっている。しかしこれは、「法律上は、貨幣の占有に所有権が付随するものと観念されているから」(富山, 268頁)であり、法学において、物件の普遍と特殊の区別がなされず、特殊の物件の処分権をもって所有権と規定しているからである(古結, 9頁)。また氏は、『資本論』における「契約をその形態とするこの法的関係は、法律的に発展してもしていなくても、経済的關係がそこに反映している一つの意志関係である」(K I, 99)という部分を根拠にしておられる。しかし、法的関係は、経済的關係を現実的に反映する場合もあれば、転倒的に反映させる場合もある。たとえば、マルクスは労働力の価値と価格が労賃という形態に転化する事態について次のように述べている。「このような、現実の関係を目に見えなくしてその正反対を示す現象形態にこそ、労働者にも資本家にも共通ないっさいの法律観念、…はもつづいてるのである」(K I, 562)、したがって、氏のように、法的関係が必然的に経済的關係の現実的反映であるかのように主張することは行き過ぎである。貸借関係における借り手の所有権のように経済的關係が転倒的に現象した

場合には、頭川氏の立論は成立しない。なお、頭川氏の貸付概念への批判については、大島を参照。

- 6) ヘーゲルは、所有の3つの契機として、占有、使用、譲渡をあげているが（ヘーゲル『法の哲学』中央公論社『世界の名著35 ヘーゲル』、1967年、250頁。頁数は訳文による。以下同じ）、譲渡は物件の放棄を意味するから、処分と同じ概念と理解してよい（古結a, 2頁）。
- 7) 「〔2〕賃貸し〔locatio conductio〕。ある所有物の一時的な使用を賃貸しとひきかえに譲渡すること、すなわち、〔α〕特殊の物件の賃貸し、つまり本来の賃貸し、もしくは、〔β〕普遍的物件の賃貸し、したがって貸与者はこの普遍的物件の、ないしは、同じことだが、価値の、ただ所有者にとどまる。…すなわち、借入金の賃貸しである。「消費貸与」、またあの「使用貸与」、も、賃貸しつきのばあいはこの〔2〕の部類に属する」（ヘーゲル前掲、284頁）。
- 8) 消費貸借としての塩の貸借の例については、古結a, 6—7頁参照。
- 9) 浅見克彦氏は、貨幣の特殊の処分権は借り手に移転しているが、貨幣の所有権は貸し手に帰属するとされた古結氏に対して、「価値関係の物化が個物としての貨幣の所有権の移転を必然ならしめることを看過されている」と評しておられる（浅見、259頁）。浅見氏は、貨幣の処分権の普遍と特殊の区別を認めながら、両者を所有権と等置している。したがって問題は、物件の特殊の処分権の移転をもって所有権の移転と解することができるか否かにある。頭川氏に対する批判でのべたように、特殊の物件としての貨幣の処分権は転倒的な法的関係としての所有権となるが、現実的な法的関係としての貨幣資本家の所有権と等置することはできない。古結氏は、法学で借り手に所有権が移転するとされていることについて、特殊と普遍の区別が混同されていることを指摘されているが（古結a, 9頁）、浅見氏は、古結氏のこの指摘を看過されている。
- 10) 貨幣それ自体が商品化するという主張は、貨幣貸借の概念と抵触する。なぜなら、貸借とは貸し手が貸借対象の所有を保持したままで占有のみを借り手に一定期間移転する経済行為であるが、貨幣それ自体が商品として販売されたとすると、貨幣の所有は借り手に移転することになる。従って、貨幣それ自体が商品化することは貨幣貸借の概念と矛盾するのである。
- 11) 塚本健氏は、『資本論』第2巻の「蓄積基金にみられる『生産資本の諸要素に転化されるというその能力と規定性』（K II, 486頁）を合わせもった『貨幣としての貨幣』は、たんに資本への転化の可能性だけをもつ『可能的資本』としての貨幣とは区別されねばならない」（塚本、219頁）とされ、むしろ第2巻での「潜勢的資本」の方が、第3巻の「可能的資本」より、資本としての「能力と規定性」をもつ

ようにいわれている。しかし、塚本氏による第3巻の「可能的資本」の理解には、平均利潤の成立という前提が欠落している。ここでは、資本主義的利子生み資本論の展開がそもそも不可能である。新田, 11頁参照。

- 12) 貨幣資本家と機能資本家は、平均利潤率の形成によって再生産過程の外部にある貨幣が資本へ転化し、資本の所有と機能が分離するという客観的現実の中から抽象された資本の人格化範疇であるから、宇野氏のように、貨幣資本家と機能資本家の設定を「機械的抽象」(宇野b, 182頁)とすることはできない。私は、次の広田純氏の見解に賛成である。「マルクスが理論的に想定しているのは、貨幣は資本制生産の基礎の上では、資本として機能するという点だけである。そういうものとして貨幣が商品となるということを例示するために、貨幣の貸し手Aとその貨幣を借りて資本として充用するBを登場させたにすぎない(広田, 172頁)。なお下平尾勲氏は、貨幣資本家と機能資本家の設定は、『資本論』の叙述上の方法論的問題である」(下平尾, 219頁)とされているが、私は、むしろ「客観的対象」(同)の問題といてよいと思う。
- 13) 資本は売買されるのであって、貸し付けられるのではない。「資本が貸し付けられる」(三宅 a, 299)という表現は不正確である(新田, 19頁)。貨幣資本家と機能資本家間の信用関係において貸借の対象となるのは、資本ではない。資本は、貨幣の使用価値であり、売買によってその所有は、借り手の側に永久に移転する。「貨幣の使用価値とは、まさに、それが資本に転化して生み出す利潤のことなのである」(K III, 351)から、もちろん利潤も借り手に帰属する。これに対し、貸借とは、貸し手が所有権を保持したままで、占有・使用権を移転する形式であるから、資本が貸借の対象となつたとすると、資本機能の成果たる利潤は、資本の所有者たる貨幣資本家に帰属するという背理に陥ろう。一般に資本の増殖分である価値部分は、資本の所有者に帰属する。機能資本家は資本を商品として購買し、資本の所有者となつたからこそ、資本の価値増殖分である利潤を取得できるのである。
- 14) 価値の所有が移転しないこと自体は、普通の商品と同様である。ただし、普通の商品では、同じ価値をもつ貨幣と商品が交換され、相互に移転された結果、価値の所有に変化が生じていないのに対し、資本としての商品の売買では、そもそも価値の所有の移転自体が生じていないのである。
- 15) 古結 a, 20頁。
- 16) 貨幣貸借は、貨幣としての貨幣の貸借であるから、抽象的には単純流通の論理段階に属するが、単純流通では貨幣の貸借は、いまだ資本の売買という規定を得ていないため、貸し手の利子取得は剰余価値の分与を取得するといった社会的根拠をもっていない。したがって単純流通では、貨幣貸借は自立した経済関係とはなり得ない。

### 3 利子生み資本

これまでの分析で、資本主義的信用とは貨幣資本家と機能資本家の間の貨幣の貸借＝資本の売買であると規定された。そこで今度は、信用と利子生み資本がどのように関連にあるかが、明らかにされねばならない。

#### (1) 信用一般と利子生み資本

単純商品流通の論理次元でも、信用一般すなわち債権債務関係は、貨幣の貸借によって形成される。しかし、貨幣の貸借は、いまだ資本主義的生産の中に組み込まれておらず、またそれゆえ、利子生み資本も社会的再生産に寄生的にしか存在しえない。信用一般は、たんに貨幣の貸し手と借り手の関係であり、貸借対象である貨幣も貨幣としての貨幣という規定しかもたない。ところで、貨幣の貸借の目的の内容はいうまでもなく利子取得である。もちろん資本主義的生産を前提としなくても、貨幣の貸借による利子取得は、経済動機となりうるが、いまだ資本の売買と結合していないため、利子は、借り手の剰余生産物だけでなく、必要生活手段にまで介入し、結局は社会的再生産に破壊的に作用する。単に流通形式に限定すれば、貸し手の貨幣は、 $G-(G)-G'$  という運動を行うから、すでに利子生み資本としての性格をもっている。しかし、信用一般においては、貨幣の貸借が資本の売買と結合していないため、利子生み資本の運動も前近代的な利子生み資本にとどまらざるをえない。たしかに単純商品流通の段階でも、商業信用のなかに貨幣の貸借の存在をみだすことができるが、商業信用形成の目的は商品の売買にあり、貨幣の貸借はいまだ派生的な地位にあって、貨幣の貸借による利子取得それ自体が目的となっているわけではない。

信用一般では、貨幣の貸借が資本の売買と結合していないために、信用は貨幣資本家と機能資本家の関係すなわち資本主義的信用ではなくて、たんなる債権債務関係にすぎず、また利子生み資本も機能資本の運動と連携した利子生み資本すなわち資本主義的利子生み資本ではなく前近代的利子生み資本＝高利資

本にすぎないのである。ゆえに単純商品流通における信用一般では、貨幣の貸借も利子取得もそれ自体としては、社会的生産に適合的な形態には転化しておらず、信用も利子生み資本もいまだ独立した経済範疇としては、確立していないのである。

## (2) 資本主義的信用と利子生み資本

資本主義的生産段階における貨幣資本家と機能資本家の間の関係をふりかえろう。貨幣資本家は、貨幣を譲渡し、かわりに債務証書の形態で債権を受け、この貸借期間中はこの形態を保持する。機能資本家は、債務証書を譲渡して、貨幣を受け取り、資本として  $G-W-G'$  の運動をさせる。返済期日に貨幣資本家は、債権を返済し、貨幣を受け取る。機能資本家は、貨幣に利子をつけて返済し、かわりに債務証書を回収する。これによって取引は終了する。以上の過程は、つぎのように表現できる。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{貨幣資本家 B} & & G & - & (G) & - & G' \\
 & & & & \times & & \times \\
 \text{機能資本家 A} & & (G) & - & G & - & W & - & G' & - & (G)
 \end{array}$$

機能資本家Aのもとでの資本の運動は、 $G-W-G'$  である<sup>1)</sup>。貨幣資本家のもとでの貨幣の運動は、 $G-(G)-G'$  である。中間の  $(G)$  は、貨幣資本家のもとでは、債権に転化しており<sup>2)</sup>、貨幣価値の占有から分離された貨幣価値の所有のみの状態をあらわす。

ところで普遍的物件としての貨幣の処分権＝貨幣の所有権は、一貫して貸し手にあり、 $(G)$  の形態にあっても、貨幣の所有権は保持されている。利子生み資本の運動を支配する条件は、貨幣を所有することであったから、利子生み資本の所有は、終始貨幣資本家の側にあることになる。貨幣資本家は、貨幣の所有者であるという意味で所有資本家であり、貨幣の所有から資本を分離して販売することによって、利子生み資本家となる。従って、貨幣資本家のもとでの貨幣の運動  $G-(G)-G'$  は、利子生み資本の運動を表現している。

利子生み資本の運動とは、再生産過程の外部において、貨幣資本家の所有に

ある貨幣が、利子を生み出すことによって、価値増殖する過程のことである。利子生み資本の運動において、利子生み資本はGと(G)の形態をとっている。Gは利子生み資本が現金貨幣の形態にあることをしめすから利子生み資本の貨幣形態であり、(G)は利子生み資本が債権の形態にあることを示すから、利子生み資本の債権形態である<sup>3)</sup>。

利子生み資本の所有が貸借期間中も貨幣資本家の側にあることは、貨幣が(G)の形態にある利子生み資本を商品として販売できることから根拠づけられる。何らかの理由で貨幣資本家が(G)を現金貨幣にかえたいときは、彼は(G)を他の資本家(以下、Cと呼ぶ)に売却すればよい。この場合、利子生み資本の売り手は、(G)—Gによって、利子生み資本の価格として現金貨幣を受け取り、利子生み資本の買い手は、G—(G)によって、債権形態にある利子生み資本を取得する。満期日にAは、利子を付与してCに債務を支払うが、このことはCが、自らの貨幣に利子生み資本として、G—(G)—G'という運動をさせたことをあらわす。つまり、Bが債権を売却したことによって、利子生み資本の所有はBからCに移転したのである。このようにBが債権の売却によって利子生み資本の所有を自由に他者に移転できることは、Bが利子生み資本の所有者であることを証明している<sup>4)5)</sup>。

利子生み資本の運動 G—(G)—G' は、資本の運動を表現しているが、産業資本の運動とはまったく異なった特徴を持つ。G—(G)—G' は、資本の運動といっても、平均利潤を産出する機能資本の運動ではなく、資本機能から分離された単なる貨幣の運動にすぎない。貨幣の占有・使用から分離され、資本の機能から分離されながら、所有の契機のみをもつ貨幣が価値増殖するのである。また、G—(G)—G' において、利子生み資本は現金 G、債権 (G) といった一種の形態変換を行うが<sup>6)</sup>、産業資本の形態変換のように貨幣資本、商品資本、生産資本といった資本機能の形態変換ではなく、貨幣所有の形態の変換にすぎない。

このように利子生み資本は、平均利潤を産出するという資本機能から分離されていながら、単なる所有の契機のみをもつ価値が所有形態の変換を通じて自



己増殖を行うというその一点において資本としての資格をもつのであり、剰余価値からの分与を受け取ることができるのである。

以上より、利子生み資本の運動それ自体を表現すれば、 $G-(G)-G'$  となる。しかし、この範式のみでは、資本主義的生産を前提としない高利資本の運動と区別がつかないし、利子の源泉についても不明である。近代的利子生み資本と前近代的利子生み資本は、流通形式としては両者とも  $G-(G)-G'$  であり、完全に同一である。近代的利子生み資本と前近代的利子生み資本の差異は、貸し手における資本の運動をしめす範式では表現できない。貸し手における利子生み資本の運動は、貨幣価値の所有のみによって担われており、ここには生産次元の差異は反映しない。なぜなら、両者の根本的差異は、貨幣貸借の上に資本の売買という規定が加わるか否か、すなわち貸し付けられた貨幣が、資本として売買されているか否かに関わっているからである。したがって、利子生み資本の資本主義的利子生み資本としての性格を表現するには、機能資本家との関係を明示した先の範式が最も適当である。

なお、マルクスは、「利子生み資本の特有な流通」を考察するとして、 $G-G-W-G'-G'$  なる範式を提示しているが、この範式全体が、利子生み資本の運動を表現しているわけではない。 $G-G-W-G'-G'$  の全体が利子生み資本の運動を表すという理解に立脚すると、 $G-W-G'$  は機能資本の運動であるから、 $G-G-W-G'-G'$  の中の  $G-W-G'$  の部分では、機能資本と利子生み資本の運動が重複していることになる。資本の運動とは価値の自己増殖の過程であるから、資本の運動を支配するには、資本の運動を担う価値を所有していなければならない。利子生み資本も資本である限り、貨幣資本家が貨幣の価値を所有しているからこそ、これを運動させることによって増殖分たる利子を取得するのである。したがって、 $G-W-G'$  が機能資本だけでなく、利子生み資本の運動をも表現しているとするならば、利子生み資本の担い手たる貨幣の所有も、機能資本家のもとに移転していることが条件となる。

しかし前節で明らかにしたように、貨幣価値の所有は貨幣資本家のもとにあり、機能資本家へは移転していない。貨幣の貸借＝資本の売買とは、貨幣価値

の所有は貨幣資本家に残したまま、貨幣価値の占有・使用権のみを移転する形式である。つまり貨幣価値の所有は機能資本家に移転していないのであるから、利子生み資本も機能資本家には移転しておらず、ゆえに機能資本の運動  $G-W-G'$  に利子生み資本の運動を重複させることはできないのである。

以上より、 $G-G-W-G'-G'$  の全体を利子生み資本の範式とみなすことはできない。すると、では  $G-G-W-G'-G'$  をどう理解するかという問題が残る。 $G-G'$  を「利子生み資本そのものの固有の運動部面」、 $G-G-W-G'-G'$  を利子生み資本の「全生涯的運動過程」とする理解があるが、先述のように、 $G-W-G'$  は機能資本の運動であって、利子生み資本の運動でない以上、利子生み資本の運動の「全生涯」とすることはできない<sup>7)</sup>。マルクスが提示した  $G-G-W-G'-G'$  は、利子生み資本の運動  $G-G'$  を可能にする信用関係、すなわち利子生み資本の運動  $G-G'$  と機能資本の運動  $G-W-G'$  との関係を統一した範式とみなすことはできる。しかし、第21章の主題が、所有と機能つまり利子生み資本と機能資本の分離とそれを前提とした両者の相互関係にある以上、むしろ宇野氏が提起されたように、利子生み資本と機能資本の運動を「直接的に結合」した  $G-G-W-G'-G'$  よりも、利子生み資本と機能資本が別々に運動しながらも信用をつうじて関係を結んでいることを明示した範式の方が適当であると思われる。

- 1) 機能資本家Aの両端の(G)は、債務証書をあらわすが、機能資本家のもとでは、いまだ債権に転化していない、
- 2) 債権を(G)と表現する方法については、高田、94頁。
- 3) 古結氏は、貨幣形態と貸出形態とに分けておられる。古結b、207頁。
- 4) 利子生み資本の商品化については、古結b参照。なお、麓健一氏は、「独特の商品として取引(=売買)されるところの資本がとりもなおさず利子生み資本である(麓、23頁)とされるが、貨幣資本家と機能資本家の間で売買される商品は、資本であって利子生み資本ではない。麓氏への批判については、鎌倉、34頁を参照。
- 5) 「利子うみ資本の『貸付』(川合、294頁)という表現は不正確である。利子生み資本を貸し付けるということは、利子生み資本の所有は貸し手に帰属したまま、借り手が利子生み資本を機能させることを意味するが、借り手である機能資本は、貨幣を利潤を生む資本として機能させるのであって、利子を生み出す資本とし

て機能させるわけではない。もちろん機能資本家は利潤のうちから利子を支払うのであるから、利子相当分を生み出していることはたしかだが、機能資本の資本は、利子のみを生み出す資本として機能しているわけではない。したがって、「利子生み資本の貸付」という表現は誤っている。三宅氏も『利子生み資本の貸付』という言葉は言葉自身奇妙であると川合氏を批判されている（三宅 a, 277 頁）。

- 6) 「売りでは商品は手放されるが、商品の価値は手放されず、この価値は、貨幣という形で、またここでは貨幣に代わる別の形態でしかない債務証券または支払請求権という形で、返される」(K III, 357—358)。なお、武井, 24 頁参照。
- 7) 飯田繁氏は、利子生み資本の運動について、次のように言われている。「さいしよの譲渡からさいごの復帰にいたるまでの、利子つき資本がたどるところの、いちどは消えふたたびよみがえりあらわれる全生涯的運動過程は  $G-G-W-G'-G'$  の表式でしめされうるが、利子つき資本そのものの固有の運動部面は、発端の  $G$ —と末端の  $-G'$  との両極を無媒介的につなぐことによって成立する縮約された  $G-G'$  のほかにはない」(飯田, 88 頁)。飯田氏は、利子生み資本の運動を「全生涯的運動過程」 $G-G-W-G'-G'$  と「利子生み資本そのものの固有の運動部面」 $G-G'$  に区別しておられる。利子生み資本の運動が  $G-G'$  であることに異論はないが、 $G-G-W-G'-G'$  を利子生み資本の運動の「全生涯的運動過程」と理解してよいのであろうか。「いちどは消えふたたびよみがえりあらわれる」のであれば、そもそも「全生涯」にはならないであろう。

#### 4 まとめ

前の2節でみてきたように、資本主義的信用とは、信用一般における貨幣の貸借を基礎にした、貨幣の貸借と資本の売買の統一であり、この関係の成立によって、貨幣資本家も機能資本家もともに利得を享受する。すなわち機能資本家は、貨幣を所有することなく、利潤を獲得でき、また貨幣資本家も本来は所有の契機のみで、自己増殖できなかった貨幣が、貨幣の貸借によって、資本として売買することが可能になり、貨幣がたんなる所有の形態の変換のみで、剰余価値の分与にあずかることによって、増殖することができるようになる。

この貨幣の自己増殖運動を表現するのが、利子生み資本の範式  $G-(G)-G'$  である。この範式からも明らかのように、利子生み資本は、終始一貫して、貨幣資本家のもとで運動しており、機能資本家のもとへは移転していない。貨幣

資本家と機能資本家の間では、資本が売買され、貨幣が貸借されているのであって、利子生み資本は両者の間で移動していないのである。

このように、信用すなわち貨幣資本家と機能資本家の取引関係とは、資本の売買＝貨幣の貸借であり、貨幣資本家のもとで利子生み資本が、機能資本家のもとで機能資本がそれぞれ運動していた。この関係においては、貨幣は貸借され、資本は売買され、利子生み資本は終始貨幣資本家のもとで自己増殖運動する。貨幣資本家のもとには貨幣の所有＝利子生み資本の所有が、機能資本家のもとには資本の所有が、それぞれ帰属している。

資本主義的生産において所有と機能の分離を前提とした論理次元では、貨幣資本、所有資本、利子生み資本は三位一体である。たんなる貨幣の所有が利子生み資本の所有を可能にし、これによって貨幣資本は、機能と分離された単なる所有の契機のみで、自己増殖する価値すなわち資本となることができるのである。

以上より、資本主義的信用と利子生み資本の連関について、資本主義的信用とは、利子生み資本  $G—(G)—G'$  と機能資本  $G—W—G'$  との間の、貨幣の貸借＝資本の売買からなる関係であると規定することができる<sup>1)</sup>。

本稿のはじめに述べたように、現在、信用論と利子生み資本論との関連をめぐって様々な議論が提出されているが、本稿で考察してきたように、信用と利子生み資本は、そもそも相互に不可分な概念である。従って、信用か利子生み資本かという二者択一的な問題設定でなく、本稿で抽象的に規定された信用と利子生み資本の連関が、信用制度の展開の中でいかに具体化していくのか、という観点から、『資本論』第3巻第5篇の主題と構成を議論することが、論争解決の鍵だと思われる。

- 1) 山田喜志夫氏は、「信用（資本主義的信用）とは利子生み資本のとり形態であると規定できるのであって、利子生み資本と信用との関係は、実体と形態の関係にあるといえよう」（山田、190頁）とされている。「形態」をここでの「関係としての信用」とらえてよいのであれば、賛成である。

## 参考文献

- 青野正道「利子生み資本としての貨幣資本と現実資本の蓄積——金融経済の基礎理論(1)——」『北海学園大学経済論集』第33巻第2号, 1985年.
- 浅見克彦『所有と物象化』世界書院, 1986年.
- 飯田繁『利子付き資本』有斐閣, 1959年.
- 飯田裕康『信用論と擬制資本』有斐閣, 1971年.
- 伊藤武『マルクス信用論の解明』, 法律文化社, 1982年.
- 宇野弘蔵 a『経済原論(合本改版)』岩波書店, 1977年. 初版(上下巻)は, 1950, 52年.
- 宇野弘蔵 b『マルクス経済学原理論の研究』岩波書店, 1959年.
- 宇野弘蔵 c『経済学方法論』東京大学出版会, 1962年.
- 鎌倉孝夫「利子生み資本論の方法」佐藤・岡崎・降旗・山口編『資本論を学ぶ V』有斐閣, 1977年.
- 川合一郎『川合一郎著作集 2 資本と信用』有斐閣, 1981年(『資本と信用』初版は1954年).
- 木村一朗「利子」大内秀明, 桜井毅, 山口重克『資本論研究入門』東京大学出版会, 1976年.
- 古結昭和 a「利子生み資本の概念について——通説に欠落する一論点——」『高知論叢』第7号, 1979年.
- 古結昭和 b「利子生み資本の商品化とその諸形式——信用制度の基本的枠組, その2——」『高知論叢(社会科学)』第18号, 1983年.
- 下平尾勲『貨幣と信用』新評論, 1974年.
- 頭川博 a「利子生み資本範疇と貸付概念」『土地制度史学』第78号, 1978年.
- 頭川博 b「資本の商品化のメカニズム」『金融経済』第196号, 1982年.
- 関根猪一郎「資本論第3部第5篇研究の到達点」『社会科学論集』高知短期大学, 第51号, 1986年.
- 武井邦夫『利子生み資本の理論』時潮社, 1972年.
- 竹村脩一「金融経済論の課題」竹村脩一・玉野井昌夫編『金融経済論(新版)』有斐閣, 1978年.
- 長幸男・川合一郎「研究と論争」『資本論講座 5』青木書店, 1964年.
- 塚本健『利子うみ資本』の問題点——貨幣貸付と資本前貸——鈴木鴻一郎編『貨幣論研究』青木書店, 1959年.
- 富山康吉「信用制度の法的側面」川口弘・川合一郎『金融論講座 1』有斐閣, 1964年.

- 新田俊三「利子付資本の基本的規定について——資本の商品化の意味するもの——」  
大分大学『経済論集』第13巻第2号, 1961年.
- 浜野俊一郎・深町郁弥編『資本論体系 6 利子・信用』有斐閣, 1985年.
- 広田純「利子生み資本と信用——宇野弘藏氏の見解の批判——」新日本出版社『経済』1968年11月号.
- 深町郁弥『所有と信用』日本評論社, 1971年.
- 麓健一『金融経済論』日本評論社, 1959年.
- 松井暁「商業信用と利子生み資本」『一橋研究』第15巻第3号, 1990年.
- 三宅義夫 a 『貨幣信用論研究』未来社, 1956年.
- 三宅義夫 b 『マルクス信用論体系』日本評論社, 1970年.
- 山田喜志夫「利子生み資本と信用——信用の本質・条件・機能——」『国学院経済学』  
第32巻第2・3・4号, 1984年.

(一橋大学大学院博士課程)